

税について

●南相馬市税等の申告・納付等の期限延長について

(税目:個人市県民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)
今回の震災により、平成 23 年 3 月 11 日以降に市税に係る申告や納付等の期限が到来するものについてはその期限を延長します。

なお、延長期間については、改めてお知らせします。

●南相馬市軽自動車税の課税の停止について

今回の地震・津波等により、次のような車両については申立により課税を停止いたします。(電話可)

- ・津波により車両を流され不明である場合
- ・津波による浸水等により車両が使用不可となった場合
- ・道路や構築物の損壊等により車両が損傷を受け使用不可となった場合
- ・廃車の手続きを取ることが出来ない場合

ただし、廃車手続きは、後日、原付(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター、農耕車等)については南相馬市で、軽自動車、軽二輪車については福島県軽自動車協会(電話 024-546-3222)で、二輪の小型自動車、大型特殊自動車として登録の農耕車については福島運輸支局(電話 050-5540-2015)で申請していただくことになります。

●軽自動車の課税の延期等について

南相馬市では、平成 23 年度の軽自動車税の課税(例年 5 月課税、5 月末納期限)を延期します。

これに伴い、軽自動車納税証明書(継続検査用)の有効期限も当面の間延長となります。

つきましては、平成 22 年度課税により交付された納税証明書の有効期限は、平成 23 年 5 月 30 日となっておりますが、延長後の有効期限に読み替えることとなりますので、お手持の納税証明書は引き続き大切に保管してください。

なお、課税の時期、及び納税証明書の有効期限については決まり次第改めてお知らせします。

問合せ:南相馬市役所税務課市民税係 電話0244-24-5226(直通)